

# 国民年金からのお知らせ

## 口座振替による前納が大変お得です

～お申し込みは2月末までに～

国民年金保険料を口座振替で前納（納期未到来分をまとめて納付）すると、保険料の割引があります。

令和2年4月分から、保険料の2年前納、1年前納、6か月前納のいずれかを希望される場合、または、振替方法の変更を希望される場合は、令和2年2月末までに手続きが必要です。

手続きは、国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書、金融機関の届出印、通帳をご持参の上、口座振替を希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、日本年金機構草津年金事務所でお願います。なお、口座振替の手料は不要です。

現在、口座振替を利用されており、これまでに前納の手続きをされた方は、引き続き決められた期日に前納分が口座振替されます。

### 参考：口座振替を利用した場合の保険料額【令和元年度（1か月16,410円）】

	振替内容	保険料	割引額
2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末に振替	379,640円／2年	15,760円（2年）
1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末に振替	192,790円／1年	4,130円（1年）
6ヶ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末に、10月分から翌年3月分の保険料を10月末に振替	97,340円／6か月	1,120円（6か月）
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	16,360円／1か月	50円（1か月）
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	16,410円／1か月	割引なし

◆問い合わせ先 草津年金事務所 ☎077-567-2220（国民年金課）  
住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

# みんなで支えあう 国民健康保険

## 国保の給付をご紹介します

国民健康保険では、病院での医療費負担のほかにもさまざまな給付があります。

今回は、国保で受けられる給付をご紹介します。

### ● 出産したとき



**出産育児一時金**  
被保険者が出産したときに、出生児一人につき40万4千円（産科医療補償制度に加入している医療機関は42万円）が支給されます。出産費用を一時的に立て替えることが難しい場合は、出産した医療機関へ支払う直接支払い制度が利用できます。

### ● 亡くなったとき



**葬祭費**  
被保険者が死亡したとき、葬祭を行う人（＝喪主）に5万円が支給されます。

### ● 医療費が高額になったとき

**高額療養費**  
1か月の医療費の自己負担額が高額になり、限度額を超えた場合、超えた

分を高額療養費として返還します。

なお、入院などにより医療費が高額になることが分かっていない場合は、事前に「限度額認定証」の交付を受けることで、1医療機関ごとの医療費の負担を限度額までにとどめることができます。



### ● いったん全額自己負担したとき

#### 療養費

医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を作ったとき、保険証を持たずに治療を受けたときなど、一時的に医療費を全額負担した場合に、保険負担分（7～8割）の払い戻しを受けることができます。



このほかにも、訪問看護ステーションを利用したとき、入院や転院等の移送に費用がかかったときなども給付を受けることができます。詳しくは住民課保険年金担当までお問い合わせください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

# 住みよいまちづくりへの提案

## アイデア・メッセージをお待ちしています

あなたのアイデア・  
メッセージを  
お待ちしております



皆さんからのアイデアやメッセージをいただき、まちづくりに生かし誰もが住みやすいまちにしたいため、皆さんの「声」をお待ちしています。

- 「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくための封書を「広報ひの」に掲載します。
- 広報に掲載している封書に限らず、電話・ハガキ・FAX・メールなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください。

### 提案・問い合わせ先

企画振興課 秘書広報担当

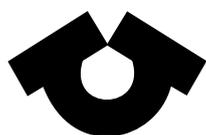
☎0748-52-6550 Fax.0748-52-2043

メール kouhou@town.shiga-hino.lg.jp

### 【お願い】

- 提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所（番地まで）を必ずお書きください。名前や番地の掲載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください。
- 広報記載の封書以外で提出いただく場合は、タイトルに『住みよいまちづくりへの提案』と記載してください。
- 寄せられた提案は、町長はじめ担当課職員が熟読させていただきます。出来る限り町政に生かせるよう、十分に検討したうえで回答させていただきますので、回答までに時間がかかることがあります。
- 特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの等、内容によっては回答できないものがあります。
- お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただきます。その際に氏名の掲載はいたしません。
- 担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。

きりとり



ひびきあい「日野のたから」を  
未来につなぐ  
自治の力で輝くまち

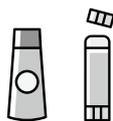
郵送の場合はこの用紙を切り離し、  
次の通り封書を作ってください。

- ①きりとり線（点線）に沿って切り、中央を山折りにします。



（山折り）

- ②のりしろにのりをつけて貼りあわせ、封書を作ります。



- ③切手を貼らずにそのままポストへ投函してください。



郵便はがき

5 2 9 1 6 9 0



料金受取人払郵便



差出有効期限  
令和2年3月  
31日まで  
（切手を貼らずに  
お出しください）

日野町役場

日野町河原一丁目1番地

「住みよいまちづくりへの提案」係 行

